

令和4年度 第14回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和5年1月31日(火) 13時37分～14時59分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員(会長)、菊本委員(副会長)、上野委員、片谷委員、田中修三委員、藤井委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	押田委員、五嶋委員、酒井委員、田中稲子委員、田中伸治委員、中西委員、藤倉委員
開催形態	公開(傍聴者 5人)
議 題	1 三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 計画段階配慮書について
決定事項	令和4年度第13回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
<p>議事</p> <p>1 令和4年度第13回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 計画段階配慮書について</p> <p>ア 意見聴取の依頼</p> <p>イ 計画段階配慮書手続について事務局が説明した。 質疑、特になし</p> <p>ウ 計画段階配慮書について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に対して御質問や御意見がありましたら、委員の方から出していただきたいと思います。挙手をしていただければ私の方で指名をさせていただきますが、いかがでしょうか。</p> <p>【菊本委員】 菊本です。</p> <p>【奥会長】 はい、菊本副会長どうぞ。</p> <p>【菊本委員】 はい、私からまず地盤について質問させていただきます。この当該地ですね、液状化の可能性がすごく高いエリアになっているということ、どのような調査をする計画でおられるのか。あるいは、既存のボーリングのデータとか、標準貫入試験の結果とか、そういうものがもし見つかっていたらその辺りの情報もいただきたいと思います。</p> <p>【奥会長】 はい、いかがでしょうか。</p> <p>【事業者】 既存のボーリングデータはございます。それについては御提示が可能です。液状化については、今後ですね、建築との打ち合わせの中でその対策を立てようと思っております。</p> <p>【菊本委員】 分かりました。それと、液状化の発生対策にも関わりますけれど、建物をいろいろ建設される中で基礎形式、例えば煙突とか基礎の形式は、どういう形式になるのでしょうか。</p> <p>【事業者】 まだ完全に決まってはおりませんが、杭を打って、その上に基礎を設け鉄骨で立てるような形になると思います。</p>	

- 【菊本委員】 分かりました。形式が杭基礎になると、支持層まで杭を入れることで液状化のときの沈下は抑えられると思うのですが、ただ当該地が護岸のすぐ近くなので、大地震が発生したときには地盤が側方に流動する可能性があります。側方流動が生じると、杭の場合は破断されて、それでダメージが大きくなるということも考えられるので、液状化の可能性の検証と、あと液状化の対策ですかね、そのあたりのことがすごく重要になると思います。
- 次の質問ですが、仮に液状化が発生して建物が転倒したりとか、そういうことが生じたときに、廃棄物が漏れ出したりとか、そういうことに対する対策は考えておられますか。
- 【事業者】 液体の廃棄物については、今のところ防液堤になっております。基本的には廃棄物を置くスペースはコンクリート床という形の対応を、今、考えております。
- 【菊本委員】 分かりました。液状化が起きて、それで建物が転倒したりダメージを受けたりということがないように対策するのが基本的には重要だと思うのですが、仮に何か問題が生じた場合でも廃棄物の漏えいがないように、そういう対策も考えていただきたいと思います。私からは以上です。
- 【事業者】 承知いたしました。
- 【奥会長】 はい、菊本副会長ありがとうございます。それでは、田中修三委員お願いします。
- 【田中修三委員】 私からは、土壌汚染に関することと水質汚濁に関することを質問させていただきたいと思います。まず土壌汚染ですが、この計画地は指定されてないけれども、過去に特定有害物質のほう素の使用が確認されているということですが、ほう素あるいはそれ以外のものも含めてですが、土壌汚染の状況というのは現時点で分かっているのでしょうか。
- 【事業者】 まだ、土壌汚染対策法上の調査については実施しておりませんが、調査を実施し、それに伴って要措置が必要であればその対策をとろうと考えております。
- 【田中修三委員】 過去の調査というのはないということですね。
- 【事業者】 そうですね、前事業者がほう素を使用していたということについては分かっておりますが、調査までは実施しておりません。
- 【田中修三委員】 そうですか。ということは、特定施設の跡地ということになるのでしょうか。
- 【事業者】 申し訳ございません。そこまではちょっと調査しておりません。
- 【田中修三委員】 特定有害物質のほう素を使っていたということで、どんな工場、事業場があったかというのはお分かりですか
- 【事業者】 金属の加工会社で、焼入れ、焼なまし等にほう素を利用していたということは聞いております。ほう素は、規制がかかる前から利用していて、規制がかかった時点でほう素の指定を受けたというふうに聞いております。
- 【田中修三委員】 おそらく特定施設だろうと思いますので、特定施設の跡地ということで土壌汚染状況調査はもう必須ということになると思います。土壌汚染

状況調査をするというふうに配慮書には書いてあるのですけれども、その調査の計画と申しますか、いつ頃やられるのか。つまり、アセスとの関係ですね、アセスでこれから方法書とか審査していくわけですけれども、そのアセスの段階で、ある程度の汚染状況調査の結果を出していただけるのでしょうか。

【事業者】 必要とあれば、事前に調査を実施します。

【田中修三委員】 是非、アセスの段階で、ある程度調査結果が分かるように、計画を立てていただければありがたいと思います。

【事業者】 承知いたしました。

【田中修三委員】 それとですね、水質汚濁に関してなのですが、洗煙排水処理、今回は配慮書ですので全く詳細は分かりませんが、洗煙排水処理についても、その概要がある程度分かるように、方法書以降に情報を提供していただきたいと思います。特にダイオキシンの対策ですね、排ガスについてはダイオキシン対策をするというような御説明がございましたけれども、洗煙排水もある程度考えておかなければいけないかなという気はするのですが、その辺は何か御計画ございますか。

【事業者】 今まで弊社の他工場でも同じような処理をしている工程がございまして、こちらの今までのデータからいきますと、ダイオキシンについて、排水については今のところ規制値をオーバーしたということはございません。

【田中修三委員】 そうですか。

【事業者】 はい。過去の実績に基づいてですね、必要とあればその対応をしていきたいと思っています。

【田中修三委員】 はい。今回の案件とは直接関係ないのですが、以前、二十数年ほど前に、藤沢で焼却施設からですね、かなり高濃度のダイオキシンが雨水管に入ってきたという事故がございました。スクラバー排水がですね、処理場に行かないで雨水管に直接繋いでしまったというような誤りなのでございます。ということは、洗煙排水もかなりダイオキシンが入っていたということの裏返しでもございますので、その辺も一応念頭に置いて計画を立てていただきたいと思います。公共下水道の汚水管に放流することですので、当然、下水の排除基準を遵守するように処理施設は造っていかれると思うのですが、そのところは方法書以降に説明していただければと思います。それから、PCB 関係で、廃 PCB の焼却というのはございますか。

【事業者】 今のところ考えておりません。

【田中修三委員】 そうですか。はい、分かりました。それとですね、油水分離装置というのは今回ないようですが、現施設にはあるのですね。今回は必要ないということですか。

【事業者】 ちょっと書き方がまずかったかも分かりませんが、排水というか、流す排水については、油水分離槽を設置いたします。廃棄物処理法上の油水分離という処理工程は作らないというような表現です。申し訳ございません。

【田中修三委員】 それは、現工場にはあるのですね。

【事業者】 ございます。

【田中修三委員】 何か理由あるのですか。今回はそれがなくなつたという理由。

- 【事業者】 そのような廃棄物があまり出てこないものですから、今回については、設置はしないという方針でまいっております。
- 【田中修三委員】 分かりました。それと、この地域は東京湾の総量規制の適用はあるのですかね。ちょっと私、調べるのを忘れていたのですけれど。
- 【事業者】 一応、県の条例ではなく、横浜市の条例で多分あると思いますので、その辺については今後、水質課と打ち合わせの上ですね、十分に対応をしていくつもりです。
- 【田中修三委員】 はい、分かりました。話がまた戻るのですが、この配慮書の段階では評価の対象の項目の中に土壌汚染は入ってなかったと、予定されていないように思うのですけれど、先ほど申し上げた土壌汚染状況調査による結果によっては、土壌も評価の対象に入れなければならないということも考えられますので、その辺も念頭に置いて進めていただきたいと思います。以上です。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。本事業は第2分類事業に該当していますので、今後、方法書以降の手続きに進むかどうかということは、現段階では定まっていないという状況です。このたびは、配慮市長意見書を作成するために審査会から意見を聴きたいということですので、今後に向けて必要な作業なり情報なりということは今、御指摘いただいたということでまず整理させていただきます。
- また、今後出していただける情報があるようでしたら、そこは必要に応じて、特に第2分類事業の判定届出書が出てきた以降にですね、判定にあたって必要といいますか、御覧になりたい情報だということで田中修三委員が土壌汚染の状況ですとか、そういったことをお話になられたと思いますので、事業者の方も今後に向けて御準備いただければと思います。よろしく願いいたします。
- 【田中修三委員】 はい、そのようにお願いいたします。
- 【奥会長】 ありがとうございます。はい、それでは片谷委員どうぞ。
- 【片谷委員】 はい、片谷でございます。まず、最初は配慮書の中身に直接関係のない質問で恐縮ですけれども、今、田中修三委員の御質問にも出てきましたが、既存の施設についてです。今回の計画ができれば廃止になるという既存の施設に関しては、これまでもう40年稼働しているというお話ですけれども、大気や水質、もろもろの環境要素に関して、何らかの問題が発生したというか、トラブルと言っているのか分かりませんが、何かしらの問題が発生した事例というのはあったのでしょうか。
- 【事業者】 はい。排ガスとか排水についてはですね、大きなトラブルはございません。規制値に対して今まで問題があったというのは、1、2回だと思います。些細なことで、屋根雨水が入っていたときにちょっと亜鉛が出たりということで問題になったことはございます。それ以外については特にございません。施設から出る排水とかですね、排ガスについては問題ございません。
- 【片谷委員】 分かりました。それから次の質問が、この前、現地を見せていただいたときに、既存の建物を一部は再利用されるという御説明がありました。そのときに現地でもお尋ねしたのですが、けっこう建ててから時間の経っている建物だという印象だったのですが、この建物はまだかなり耐用年数があるという判断をされているという理解でよろしいでしょう

か。もちろん外装などは補修されるのでしようけれども、かなり錆などは見えたので、その辺はどういう判断をされているのかを教えてくださいいただけますでしょうか。

【事業者】 正確な判断につきましては、建築との相談の上になると思いますが、今のところ利用可能ではないかという判断の基、進めております。

【片谷委員】 はい、分かりました。それと3点目が、これは配慮書の審査でいつも同じことをお尋ねしているのですけれども、横浜市の（環境配慮指針）18項目に、丸バツをつけていただく方式になっているのですが、今回明らかに該当しない3つを除いては丸をつけていただいて、どれも配慮するという判断を示しているのですけれども、あえて、もし順位をつけるとすると、特に重要な配慮事項というのはどれであるとお考えでしょうか。1つでなくて結構です。2つ3つ挙げていただくのでも構いません。

【奥会長】 いかがでしょう。

【事業者】 まず、最初に考えられるのは14番です。有害物質の発生抑制というのは、多分一番に考えなければいけないのかなというふうに思います。

【片谷委員】 廃棄物処理施設ですからね。

【事業者】 そうですね、はい。

【片谷委員】 了解です。特に他にはありますか。

【事業者】 そういう意味でしたら、13番です。事故防止という意味で。

【片谷委員】 そうですね、火災、爆発ももちろんですけれども、災害もやはり臨海地区なので懸念があるといえはあります。その辺はより力を入れて、今後アセスになるかはまだ分かりませんが、なるならいに関わらず、やはりこういう配慮事項をきちんとやっていただくことが必要だと思います。その辺りを意識して取り組んでいただけることを希望いたします。

【奥会長】 はい、片谷委員よろしいでしょうか。

【片谷委員】 以上です。ありがとうございます。

【奥会長】 他の委員の方いかがでしょうか。宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】 宮澤です。すいません、今日は初めに御迷惑をかけて申し訳ありませんでした。片谷委員とも関係するのですけれども、配慮書段階ですから法規制等を守るというのは当然なのですけれども、ここの地域は従前、近隣の住民からかなり大気汚染について意見が出たと、心配がされていたというようなところなんです。新しく今回造るわけですから、そういう意味です、規制を遵守して極力低減するという表現になっているのですけれども、できれば、規制を守るのは当然なのでより汚染を小さくする努力というのを、企業的な経営的な問題もあるかもしれませんが、ただ基準をクリアすればいいのではなくて、より小さくすると。そして近隣住民の不安を払拭するというような姿勢で臨んでいただきたいと思っております。以上です。

【事業者】 承知いたしました。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他によろしいでしょうか。片谷委員、どうぞ。

【片谷委員】 宮澤委員がおっしゃったことを私も感じておりまして、三友プラントさんは、私のいる大学に割と近いところに本社をお持ちでよく存じ上げている会社なのですが、環境配慮とかいう点に関しては非常にしっかりやっていたらということも存じております。けれどもやはり今、宮澤委員がおっしゃったように、周辺からの懸念が結構出た地域というふうに私も認識しておりますので、是非とも、この事業がアセスになるにしろならないにしろ、周りの住民の方々が満足してくださるような優良な事例にさせていただきたいと思っております。そのことを是非、努力をお願いしたいということをお願いしておきたいと思っております。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。宮澤委員どうぞ。

【宮澤委員】 よろしいですか。今の片谷委員の発言に意を強くしたのですけれども、この手続きは、場合によると方法書や準備書までのフルアセスにいかない可能性が高いわけですよ。そういう意味では、三友さんにとってみれば、そのアセスの費用を節約できるということもありますので、そういうことも踏まえて、その分を例えばより良い機械に回すとかですね、より良い性能のいいものにするとか、そういうような考え方をしてもらえばよろしいかなと思ひまして、余計なことですけど付け加えます。以上です。

【事業者】 ありがとうございます。

【奥会長】 はい、他の委員の方はいかがでしょう。大丈夫でしょうか。では、私からも確認させていただきたい点が3点ございます。簡単に申し上げますと、1点目は6の配慮事項ですが、生物多様性の保全と創造に努めるというところなんです。配慮の内容として、既存緑地を可能な限り保全するというふうにあります。現地調査で見た印象では、既存の緑地に当たるところがそもそもあったかが疑問で、草が生えていたりするところはあったかもしれませんが、どこをどう保全するおつもりなのか。現地調査の印象からは分からないなというのが1点目です。

それから2点目がですね、配慮事項の8番目ですけども、自家発電を基本とされるということですが、自家発電で賄える分がどれぐらいを想定されているのか。前の方に記述がありましたか、5割から8割ぐらいですか。

【事業者】 5割から8割です。

【奥会長】 5割から8割で、最大で8割を見込んでらっしゃるということですね。分かりました。

あともう1点が、配慮事項の14の水質汚濁のところなんです。集水エリアに降った雨水、洗車排水は焼却炉内に噴霧し蒸発させるとありますが、雨水はどこに溜めるのですか。この図（スライド18）で言いますと。

【事業者】 これを扱うタンクを設置する予定です。

【奥会長】 それがどこですか。

【事業者】 場所は今のところ、（スライド18の）ここら辺を予定しております。すいません、ここら辺という表現で分かりますでしょうか。

【奥会長】 今カーソルがある辺りですか。

- 【事業者】 そうですね。はい。
- 【奥会長】 よく見ると書いてあるのですね、そのタンクが。
- 【事業者】 まだ記載はしておりません。申し訳ございません。
- 【奥会長】 分かりました。大体どれぐらいを溜められるのですか。
- 【事業者】 5立法メートル（m³）程度だと思います。
- 【奥会長】 5立法メートル（m³）ですか。はい、分かりました。ありがとうございます。よろしければ、本日、御欠席の藤倉委員から、審査会意見聴取の前に提出されている御質問がございます。藤倉委員は廃棄物の分野を専門とされておりますので、非常に本事業と関連の深い分野ですので、事務局の方で藤倉委員からの御質問をこの場で御紹介いただけますでしょうか。可能な範囲で事業者の方にお答えいただければと思います。よろしく申し上げます。
- 【事務局】 事務局でございます。藤倉委員から、廃棄物に関する意見を述べる前に事業者を確認したいことがありますということで、10以上の御質問を預かっております。質問数が多いので、いくつかに分けて御紹介いたします。また、今までいただいた御質問と重なる部分はございますが、藤倉委員からの御質問ですので、それも含めて御質問を紹介させていただきます。
- まず、廃棄物処理量についてです。1、現工場の焼却能力21トン/日が新工場では98トン/日になるなど、処理量が大幅にアップするが、廃棄物の総搬入量は現工場に比べて何倍程度になるのか。2つ目、（配慮書）24ページに搬出入車両の計画があるが、廃棄物の搬入量としては日量およそどのぐらいか。3つ目は、田中修三委員の御質問と重なりますが、油水分離を必要とするような廃棄物は受け入れないのか。処理量については以上となります。
- 【奥会長】 はい。では、まずここで区切って、御回答いただければと思います。お願いします。
- 【事業者】 処理量については、4倍を超える処理量になるわけですので、搬入量についても同量というふうに考えております。現工場に対してそのくらいです。今度計画している工場についての1日の搬入量については、最大150トン程度は来る可能性があるというふうに考えております。油水分離を必要とする廃棄物については、ここでは搬入する計画はございません。
- 【奥会長】 はい、次の御質問に行きますか。
- 【事務局】 はい。次は廃棄物の種類についてになります。4、新工場は産業廃棄物だけでなく一般廃棄物も受け入れるとあり、焼却施設の他、中和施設および脱水施設でも受け入れるようですが、これらの一廃はどこから排出され、どのようなものを想定しているのか。5、脱水ケーキはこの施設では焼却しないのか。以上でございます。
- 【奥会長】 はい、どうぞ。
- 【事業者】 一般廃棄物については、市の施設で処理困難物となっているもの、一般家庭から排出されるものについての対応を考えております。市と協議をさせていただいております。ですので、一般家庭から出る灯油とかで

すね、趣味で使われていた塩酸とか苛性ソーダとか、そういうものを予定しておりますので、焼却であったり中和であったり、脱水に該当するこれらの施設については、一般廃棄物に該当するというふうに考えております。

脱水ケーキについては、汚泥という形での搬入であれば焼却することも考えられます。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。では、続けてお願いします。

【事務局】 次に廃棄物の保管に関してです。6、廃油、廃酸、廃アルカリのタンクの諸元はありますか。7、受け入れるドラム缶などの容器の保管計画はどのようなものになっていますか。容器のまま保管する場合の保管場所はどこでどのような漏洩対策等があるのか。8、廃棄物の種類ごとの保管量は最大どのぐらいを予定しているか。9、(配慮書)27ページに防災計画があるが、ドラム缶などで保管される廃棄物の地震対策、浸水対策はどのように考えているのか。漏洩防止やフェイルセーフの対策を講じているのか。以上が、保管に関する御質問になります。

【事業者】 廃油タンクが、(スライド9の)今ここに設置を考えておまして、下に廃酸、廃アルカリのタンクの設置を考えております。一応、今のところ各タンク容量は大体20立米を計画しております。

ドラム缶についてはですね、(スライド9の)この受入・事務所棟であったり、こちらの前処理棟であったり、こういう建物内に保管する予定です。全体的な保管量としては、法的に決められている14日分以下とするつもりです。こちらの建物については、先ほど御説明があったように止水板等を設置することによってですね、災害時の流出防止を考えております。以上です。

【奥会長】 はい、では続けてお願いします。

【事務局】 残りの3個の御質問になります。10、計画地の前所有者による土壤汚染の恐れについて、現在どのような位置付けになっており、今後、どのように対応するのか。これは田中修三委員の御質問と重なるかと思えます。11、現工場において、これまでに環境保全上の行政指導や近隣からの環境に関する苦情を受けたことがありますか。ある場合どのように対応したのか。そして最後、12、焼却処理量の増加を前提として、現工場と新工場の焼却施設の排ガスの排出量、各項目の処理前のガス濃度と処理後の目標濃度を比較表で示していただきたいという御意見でした。以上となります。

【奥会長】 はい、お願いいたします。

【事業者】 土壤の汚染に関してはですね、土壤汚染対策課ですか、横浜市のそちらの課にほう素が出ていますよというのを引き継ぐという継承届については出してあります。調査はしてないのですけれども、汚染の可能性のあるものを引き継ぐという書類は出してあります。

周辺からの苦情については、特に私どもをターゲットにしたものについては、あるかどうかは存じておりませんが、ここら辺りで去年あたりから悪臭が発生したということで、うちの焼却工場をターゲットとしたものではないのですけれども、そういう苦情があることは存じております。これ(12番の意見)については、判定届の段階で提出という形でもよろしいのでしょうか。今準備はしていないのですけれども。

- 【奥会長】 いかがですか。ちょっと事務局とそこは相談しないといけません。藤倉委員は意見を述べるにあたって必要な情報だというふうにおっしゃって、意見やこの質問を出されているのですよね。
- 【事務局】 では、藤倉先生に、そこは御確認させていただければと思います。
- 【奥会長】 はい。その上で、事業者の方にその結果についてはお伝えいただくことでお願いいたします。では、今の点はよろしいですか。藤倉委員の御質問に対しては御回答いただきまして、最後の点については要相談ということ。では、横田委員どうぞ。
- 【横田委員】 緑地に関連しての質問になります。(配慮書で) 公共施設等を把握している中に岸壁の緑地が含まれていると思うのですが、今後は福浦の岸壁上が、方向性はどうなっているのか私もよく分からないのですが、例えば遊歩道ですとか海釣り施設という形で整備されていったときに、その岸壁上の利用に対して何か影響のようなことに配慮されているのかどうか。例えば、最大着地濃度地点はおそらくその辺りには来ないであろうといったような配慮であるとか、あるいは植栽の高さを考慮するであるとか、いろいろあるかと思うのです。そのあたりお考えがあれば教えていただきたいと思います。
- 【奥会長】 はい、いかがでしょうか。
- 【事業者】 大気予測に関しては、一応、簡易的に今やっております、最大着地濃度がすぐ東側の護岸岸壁、その釣りをするようなどころになるような結果にはなっておりません。その緑地のところはですね、委員がおっしゃったように今後は駐車場等になる予定ですので、その分、周りの環境の緑地は減るといふふうに考えております。それに対して私どもがどう対応するかについては、今後検討させていただきます。
- 【横田委員】 はい、ありがとうございます。何か少し高いところで人が移動するというのを、岸壁上を移動するということを想定した配慮を少し検討されるといいのかなというふうに思いました。ありがとうございました。
- 【事業者】 承知いたしました。
- 【奥会長】 はい、宮澤委員、どうぞ。
- 【宮澤委員】 僕は専門家じゃないので分からないのですが、煙突の高さが59メートルというふうにすると、これははっきりと数字が明示されているのですが、59メートルである理由というのは、積極的に環境汚染あるいは環境保全の関係で意図しているのか。その辺を教えてください。また専門の委員の方で、59メートルというのが適切なのかも含めて、もし御意見があったら教えてください。以上です。
- 【奥会長】 59メートルの根拠ですね。事業者の方、お願いします。
- 【事業者】 一応、いろいろな高さで検討した結果ですね、ここら辺がダウンウォッシュとかそこら辺を考えたら一番適正じゃないかということで判断いたしました。
- 【奥会長】 はい。それでよろしいですか、宮澤委員。
- 【宮澤委員】 具体的にはどういうふうに適正だということなのですか。
- 【事業者】 一応ですね、高さ的にこの着地濃度に関して一番適切じゃないかっていうような判断の基、このような形にさせていただきました。
- 【宮澤委員】 そうしますと、いくつか高さでシミュレートして想定してみたとい

う、そういう基礎データみたいのがあるわけですね。

【事業者】 そこら辺についてはですね、基礎データはちょっとないのですけれど、こちらの方で判断してそういう形にさせていただきました。

【宮澤委員】 申し訳ありません。ちょっとはつきりしないのですが。僕は専門家じゃないので、大気の専門の委員に、その辺、もしよかったら説明していただければと思います。

【奥会長】 片谷委員、補足をいただければ。

【片谷委員】 まず基本的に、航空法の制限がかかりますので、59メートルというのは非常に広く使われている高さです。これを上回るのは、手続き的にもものすごく大変になります。59メートルで十分かどうかという点は、今、拡散予測も始められているというお話がありましたけれども、この規模の焼却炉であれば59メートルというのはごく一般的というか、広く使われている高さなので、これで不十分であるというのは、少なくとも今の段階では言えないだろうと思っております。以上です。

【奥会長】 はい、よろしいですか、宮澤委員。

【宮澤委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 片谷委員の御説明が非常に分かりやすかったと思います。では、他はいかがですか。よろしいでしょうか。では、特に追加でないようでしたら、本日の回答で保留になっているもの、今後どこまで作業していただくかということも含めて事業者と事務局とで調整していただく必要がある部分もありますので、また次回、御説明をいただけるような情報があれば、その時に御説明いただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。事務局もよろしいですかね。では、特に追加で御質問、御意見等ないようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。

【事業者】 どうもありがとうございました。

【奥会長】 では御退出を、お願いいたします。

オ 審議

【奥会長】 それでは審議に入ります。追加の御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。それではよろしいですか。はい、よろしければ本件に関する審議はこれで終了といたします。本日の審議内容につきましては、後日、会議録（案）で御確認いただきますようお願いいたします。以上をもちまして、本日予定されておりました議事はすべて終了いたしましたので、事務局にお返しします。

【事務局】 それでは本日の審議につきましては終了いたしました。傍聴の方は御退室をお願いいたします。

（傍聴者退出）

資 料

- ・三友プラントサービス株式会社 横浜 BAY 工場プロジェクトに係る配慮市長意見書作成のための意見聴取について（依頼）（写） **事務局資料**
- ・三友プラントサービス株式会社 横浜 BAY 工場プロジェクト 計画段階配慮書に係る手続きについて **事務局資料**
- ・三友プラントサービス株式会社 横浜 BAY 工場プロジェクト 計画段階配慮書の概要 **事業者資料**